



「第3期河川協力団体」指定証の授与式を開催

～岩手県内の2団体が新たに指定されました～

平成25年6月に交付された「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、河川協力団体が創設されました。

岩手河川国道事務所管内では、第2期分までとして14団体を指定しておりますが、この度、第3期分として新たに2団体が指定されたことから、指定証の授与式を下記のとおり行います。

1. 日時 平成28年3月23日（水） 14時00分～
2. 場所 岩手河川国道事務所 2階 大会議室
盛岡市上田四丁目2-2
3. 第3期河川協力団体 指定団体名
 - ・特定非営利活動法人もりおか中津川の会
 - ・北上川リバーカルチャーアソシエーション

※「河川協力団体制度」は、自発的に河川の維持、河川環境の保全・啓発等を行う民間団体を支援するために創設された制度です。河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、河川管理のパートナーとして地域に密着した活動をしていただくことで、地域の実情に応じた河川管理の充実が図られるものと期待されます。

〈発表記者會：岩手県政記者クラブ〉

[お問い合わせ先]

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所

河川占用調整課長 いづか やすひろ 飯塚 康博（内線331）

〒020-0066 盛岡市上田四丁目2-2

TEL019-624-3131（代表）

TEL019-624-3273（河川占用調整課直通）